

## 議案第205号

### 淀川左岸線（2期）トンネル整備工事－1請負契約の一部変更について

淀川左岸線（2期）トンネル整備工事－1請負契約（平成31年3月13日議決）の一部を次のとおり変更する。

#### 1 契約金額

変更後の契約金額	平成31年3月13日議決における 契約金額
15,349,433,100円	10,085,580,000円

#### 2 しゅん工期限

変更後のしゅん工期限	平成31年3月13日議決における しゅん工期限
令和6年9月30日	平成36年（令和6年）3月29日

令和3年11月26日提出

大阪市長 松井一郎

#### 説 明

淀川左岸線（2期）トンネル整備工事－1請負契約の一部を変更するため、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

淀川左岸線（2期）トンネル整備工事－1請負契約締結について

淀川左岸線（2期）トンネル整備工事－1請負契約を次の要項により締結する。

- |   |         |                             |           |
|---|---------|-----------------------------|-----------|
| 1 | 工 事 概 要 | トンネル整備工事                    | 一式        |
|   |         | 延長                          | 800メートル   |
| 2 | 契約の相手方  | 大阪市中央区北久宝寺町3丁目6番1号          |           |
|   |         | 鴻池・あおみ・久本特定建設工事共同企業体        |           |
|   |         | 構成員                         | 株式会社 鴻池組  |
|   |         |                             | あおみ建設株式会社 |
|   |         |                             | 株式会社 久本組  |
| 3 | 契 約 金 額 | 10,085,580,000円             |           |
| 4 | しゅん工期限  | 平成36年3月29日                  |           |
| 5 | 工 事 場 所 | 大阪市福島区海老江3丁目、海老江4丁目及び海老江6丁目 |           |

議会の議決に付すべき契約に関する条例（抄）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格が600,000,000円を超える工事又は製造の請負とする。ただし、既決契約の一部変更（契約金額の2割を超える増減がある場合を除く。）については、この限りでない。